Ⅴ　資金減少額		△　2,765,705
Ⅵ　資金期首残高		8,392,937
Ⅶ　資金期末残高		5,627,231

利益の処分に関する書類（案）　〔単位：円〕

Ⅰ　当期未処分利益			445,632,883
当期総利益		445,632,883	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		366,204,242	
目的積立金（繰越承認額）、国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究診療及び組織運営等積立金	79,428,641	79,428,641	445,632,883

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、また、プロジェクト等業務の一部については業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、当法人における主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～51年
構築物	２～60年
機械装置	２～14年
工具器具備品	２～15年

なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数で、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としておりますが、令和５事業年度以降に償却資産を取得し、当該資産が当該研究の終了後も使用する予定である場合、法人税法上の法定耐用年数を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としておりますが、令和５事業年度以降に償却資産を取得し、当該資産が当該研究の終了後も使用する予定である場合、法人税法上の法定耐用年数を耐用年数としております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

財源が運営費交付金以外で措置される教職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生した事業年度にそれぞれ全額費用処理しております。

なお、運営費交付金で財源措置される役員及び教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第２項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額、及び国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当金の当期増加額を計上しております。

４．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

財源が運営費交付金以外で措置される教職員の賞与に備えるため、当事業年度の負担額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第82第２項に基づき計算された賞与に係る引当外賞与給付金の当期増加額、及び国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当金の当期増加額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）については重要性がないため、最終仕入原価法によっております。

また、医薬品・診療材料については最終仕入原価法によっております。

８．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益

主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。